

ZEH宿泊体験事業 協力事業者募集要領

千葉県では、令和5年3月に改定した「千葉県地球温暖化対策実行計画」に基づき、再生可能エネルギーの普及拡大や省エネルギーの推進に向け、様々な取組を実施しています。

このたび、家庭部門における二酸化炭素排出量を削減するため、ハウスメーカー・工務店等と連携し、ZEHの宿泊体験を実施し、その体験事例を情報発信することによりZEHの良さを広く周知し、高い断熱性能や高効率設備の導入による新築住宅の省エネルギー化等の促進を図ることを目的とした、「ZEH宿泊体験事業」（以下「本事業」といいます。）を実施することとしましたので、本事業の協力事業者を募集します。

1 事業の概要

本事業は、原則、県内在住で、県内で住宅の購入や改修を検討している方を対象に、ZEH宿泊体験を実施するとともに、アンケート等により宿泊体験事例を取りまとめ、ZEHの良さを県民に広く情報発信するものであり、千葉県内にあるZEH基準のモデルハウス（以下「モデルハウス」といいます。）によりZEH宿泊体験の実施協力が可能なハウスメーカー・工務店等を募集するものです。

事業の名称	ZEH宿泊体験事業
事業期間	協定締結日から令和7年3月31日（月） ※宿泊体験実施期間は、上記の間で協力事業者と千葉県との合意する期間
申込期間	令和6年3月8日（金）から令和7年2月28日（金） ※必着とする

<p>宿泊体験施設の条件</p>	<p>以下の（１）～（４）のいずれかに該当すること。</p> <p>（１）『ZEH』の判断基準を満たしていること</p> <p>（２）Nearly ZEHの判断基準を満たしていること</p> <p>（３）ZEH Orientedの判断基準を満たしていること</p> <p>（４）上記（１）～（３）に相当すると県が認めたもの</p> <p>なお、ZEHの判断基準は、下表のとおりです。</p> <table border="1" data-bbox="448 591 1437 898"> <thead> <tr> <th></th> <th>『ZEH』</th> <th>Nearly ZEH</th> <th>ZEH Oriented</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ZEH強化外皮基準</td> <td colspan="3">平成28年省エネルギー基準を満たした上で、Ua 値0.6（5～7 地域）以下</td> </tr> <tr> <td>一次エネルギー消費量削減率（再エネ等除く）</td> <td colspan="3">省エネ基準から20%以上</td> </tr> <tr> <td>一次エネルギー消費量削減率（再エネ等含む）</td> <td>省エネ基準から100%以上</td> <td>省エネ基準から75%以上</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table> <p>※上表にはありませんが、『ZEH+』及びNearly ZEH+も含まれます。</p>		『ZEH』	Nearly ZEH	ZEH Oriented	ZEH強化外皮基準	平成28年省エネルギー基準を満たした上で、Ua 値0.6（5～7 地域）以下			一次エネルギー消費量削減率（再エネ等除く）	省エネ基準から20%以上			一次エネルギー消費量削減率（再エネ等含む）	省エネ基準から100%以上	省エネ基準から75%以上	—
	『ZEH』	Nearly ZEH	ZEH Oriented														
ZEH強化外皮基準	平成28年省エネルギー基準を満たした上で、Ua 値0.6（5～7 地域）以下																
一次エネルギー消費量削減率（再エネ等除く）	省エネ基準から20%以上																
一次エネルギー消費量削減率（再エネ等含む）	省エネ基準から100%以上	省エネ基準から75%以上	—														
<p>宿泊体験者の条件</p>	<p>原則県内在住で、以下の（１）～（４）のすべてに該当する者であること。</p> <p>（１）県内で住宅の新規購入及び建て替え・リフォームを検討していること</p> <p>（２）宿泊体験者が未成年者のみで構成されていないこと</p> <p>（３）アンケートに協力の上、匿名での公開に同意すること</p> <p>（４）宿泊体験当日、申込者本人を確認できる運転免許証などを提示すること</p>																
<p>千葉県が実施すること</p>	<p>千葉県ホームページや広報物における本事業の広報</p> <p>（１）宿泊体験施設の紹介や申し込み先等を掲載</p> <p>（２）ZEH宿泊体験事例やZEHの良さについて掲載</p>																
<p>協力事業者が実施すること</p>	<p>○宿泊体験者の対応及び宿泊体験の実施</p> <p>（１）宿泊体験に必要な以下の設備、備品等の準備</p> <p>ア 冷蔵庫、風呂、トイレが使用可能であること</p> <p>イ リネン品など宿泊に必要な基本的な備品</p> <p>※個人使用のもの（衣類、化粧品等）は宿泊体験者が準備</p> <p>（２）宿泊体験に係る問合せ対応及び宿泊体験申込みの受付</p>																

	<p>(3) 宿泊体験に係る宿泊体験者との事前調整</p> <p>(4) 宿泊体験における宿泊体験者対応 (ZEHの良さの説明等)</p> <p>(5) 宿泊体験者に対するアンケートの実施、回収</p> <p style="padding-left: 40px;">※県が作成するアンケート用紙を使用してください</p> <p style="padding-left: 40px;">※事業者独自に行う調査等を妨げるものではありません</p> <p>○宿泊体験実施の実績報告・アンケートの提出</p> <p>宿泊体験の実績及び回収したアンケートについて、月ごとに取りまとめ県に報告すること。</p> <p>○費用負担</p> <p>宿泊体験を実施するために必要となる経費は、協力事業者が負担すること。宿泊体験者から宿泊に要する費用は、原則請求しないこと。</p> <p>○トラブル等の対応</p> <p>宿泊施設や備品を破損した場合や宿泊体験者の事故については、協力事業者と宿泊体験者の間で対処することとし、協力事業者はその体制を整えること。</p> <p>○個人情報の適正な管理</p> <p>協力事業者は、千葉県個人情報保護条例を遵守し、個人情報を適正に管理すること。</p> <p>○その他</p> <p>(1) 宿泊体験の実施に際しては、各種法令を遵守すること</p> <p>(2) 宿泊体験者から障がいによる配慮の申し出があった場合、合理的配慮に努めること</p> <p>(3) 県の事業広報用に、宿泊体験を実施するモデルハウスの写真を提供すること</p> <p>(4) 宿泊体験事業に関する情報発信にできる限り協力すること</p> <p>(5) 宿泊体験者への過度な営業活動を行わないこと</p>
<p>協定書</p>	<p>本事業を円滑に実施するため、千葉県と協力事業者は「ZEH宿泊体験事業」に係る連携協定を締結するものとする。</p>

2 応募資格

応募できる者は、次に掲げる条件をすべて満たすハウスメーカー、工務店、建築設計事務所、リフォーム業者、建売住宅販売者等とします。

- (1) ZEHビルダー／プランナー（フェーズ2）であること
- (2) 千葉県内に仕様を満たすモデルハウスを有していること
- (3) 次の①から⑦の要件をすべて満たす者であること
 - ① 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること
 - ② 営業に関し許可、認可等を必要とする場合において、これらを受けている者であること
 - ③ 応募の日から協定締結の日までの間に、物品等一般競争入札参加者及び指名競争入札参加者の資格等に基づく入札参加資格の停止を受けていない者であること
 - ④ 応募の日から協定締結の日までの間に、千葉県物品等指名競争入札参加者指名停止等基準（昭和57年12月1日制定）に基づく指名停止措置及び物品調達等の契約に係る暴力団等排除措置要領に基づく入札参加除外措置を受けていない者であること
 - ⑤ 県の区域内に事業所を有する者にあつては、全ての千葉県税を納めていること
 - ⑥ 県の区域内に事業所を有しない者にあつては、審査基準日直前の確定申告を終えた決算の営業年度における法人税又は所得税並びに消費税及び地方消費税を納めていること
 - ⑦ 法人その他団体の役員等（業務を執行する社員、取締役、執行役若しくはこれらに準ずる者、相談役、顧問その他の実質的に当該団体の経営に関与している者又は当該団体の業務に係る契約を締結する権限を有する者をいう。以下同じ。）は、次のア、イ及びウのいずれにも該当しないこと
 - ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）
 - イ 次のいずれかに該当する行為（（イ）又は（ウ）に該当する行為であつて、法令上の義務の履行としてするものその他正当な理由があるも

のを除く。)をした者(継続的に又は反復して当該行為を行うおそれがないと認められる者を除く。)

(ア) 自己若しくは他人の不正な利益を図る目的又は他人に損害を加える目的で、情を知って、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)又は暴力団員を利用する行為

(イ) 暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなることを知りながら、暴力団員又は暴力団員が指定した者に対して行う、金品その他財産上の利益若しくは便宜の供与又はこれらに準ずる行為

(ウ) 県の事務又は事業に関し、請負契約、物品を購入する契約その他の契約の相手方(法人その他の団体にあつては、その役員等)が暴力団員であることを知りながら、当該契約を締結する行為

ウ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

3 応募手続き

協力事業者への応募を希望する場合の応募手続等は、以下のとおりです。本要領を確認の上、必要な書類を提出してください。

(1) 応募受付

ア 受付期間

令和6年3月8日(金)から令和7年2月28日(金)まで(必着)

イ 応募先

持参又は郵送 〒260-8667 千葉市中央区市場町1番1号
千葉県環境生活部温暖化対策推進課企画調整班

メールアドレス co2co2@mz.pref.chiba.lg.jp

ウ 応募する際の注意点

持参の場合 土日祝日、年末年始を除く開庁日の9時から17時まで
にお越しください

郵送の場合 事前連絡を行い、送付・受取を明確にしてください

メールの場合 添付ファイルが7.0MB以下となるよう複数に分割し

てください。事後連絡を行い、受取を確認してください

※ファックスでの応募は不可とします

※応募に要する経費は、すべて応募者の負担とします

(2) 応募書類

下記の応募書類アからカを提出してください。エ及びオについては、発行日から3カ月以内のものを提出してください。提出された書類は本件に係る事業者の審査のみに使用し、他の目的には使用しませんが、千葉県情報公開条例（平成12年千葉県条例第65号）に基づき開示する場合があります。

ア 以下の①から④の全て

①【様式1】ZEH宿泊体験事業協力申込書

②【様式2】宿泊体験施設情報表・役員等名簿

③【様式3】宿泊者利用規約

※宿泊者利用規約は、任意の様式でも構いません

※提出いただいた宿泊者利用規約は、ホームページに掲載します

④【様式4】誓約書

イ ZEHビルダー又はZEHプランナー登録証の写し

ウ モデルハウスがZEH等の仕様を満たすことを示す次のいずれかの書類

・BELS評価書

・一次エネルギー計算書（一般社団法人 住宅性能評価・表示協会ホームページよりダウンロードした『住宅の「ZEH」、「ゼロエネ相当」に関する表示についての一次エネルギー計算書』を使用してください）

エ 次の税目について滞納額がないことを証する納税証明書の写し

・【県内に事業所を有する場合】全ての千葉県税

※県税事務所にて、「完納証明書」を請求してください

※申請者が個人である場合は、「個人県民税」を含みますので、市区町村に請求・問合せしてください

・【県内に事業所を有しない場合】審査基準日直前の確定申告を終えた決算の営業年度における法人税又は所得税並びに消費税及び地方消費税

※税務署にて、法人の場合は『納税証明書「その3の3」』、個人の場合は『納税証明書「その3の2」』を請求してください

オ 該当する次のいずれかの書類

- ・【申請者が法人である場合】法人の登記事項証明書の写し
- ・【申請者が個人である場合】市町村又は特別区の長が発行した身分証明書及び後見登記等に関する法律（平成11年法律第152号）第10条第1項に規定する登記事項証明書の写し

カ 営業に関し許可、認可等を必要とする場合にあっては、許可証、認可証等の写し

(3) 応募書類の返却

応募書類は理由の如何を問わず、返却しませんのでご了解ください。

(4) 次の各号のいずれかに該当した場合は、その者の応募は無効とします。

ア 応募資格を有しない場合

イ 応募書類に虚偽の記載を行った場合

4 宿泊体験施設の「登録内容変更・追加・廃止」

(1) 宿泊体験施設の登録内容変更又は追加を希望する際は、以下の書類を提出してください。

- ・【様式5】変更申請書
- ・【様式2（その1）】宿泊体験施設情報表
- ・【様式3】宿泊者利用規約

※宿泊者利用規約は、任意の様式でも構いません

※提出いただいた宿泊者利用規約は、ホームページに掲載します

- ・モデルハウスのBELS評価書又は一次エネルギー計算書

(2) 故障や売却等により、宿泊体験施設を廃止し、県による募集・案内の停止を希望する際は、以下の書類を可能な限り、速やかに提出してください。

- ・【様式5】変更申請書

(3) 提出方法 前述の「3 応募手続き (1) 応募受付」に同じ

5 本事業に関する質問の受付

(1) 受付期間

令和6年3月8日（金）から令和7年2月28日（金）まで（必着）

(2) 質問方法

メール、電話、ファックスのいずれかでご質問ください

メールアドレス：co2co2@mz.pref.chiba.lg.jp

電話番号：043-223-4139

ファックス：043-224-2330

※メール、ファックス送付後に、必ず電話で到達の確認をお願いします

※メールにファイルを添付する場合は、7.0MB以下にしてください